

第2号様式

随意契約の内容の公表

担 当 部 課	こども子育て部こども家庭課	
契約締結年月日	令和8年3月17日	
業 務 名	尾張旭市子どもの学習・生活支援事業	
業 務 の 概 要	ひとり親世帯、生活保護世帯及び生活困窮世帯の中学生及び高校生等を対象として学習・生活支援を実施する。	
契約金額(税込)	令和8年度 : 9,499,424円 令和9年度 : 9,749,960円 令和10年度 : 9,999,000円 令和11年度 : 10,249,800円 令和12年度 : 10,499,247円 ※ 単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。	
契約の相手方	合同会社エデュウェル	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する□欄に印をつけること)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 第2号	その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。
	<input type="checkbox"/> 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。
	<input type="checkbox"/> 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	<input type="checkbox"/> 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	<input type="checkbox"/> 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
	<input type="checkbox"/> 第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
<input type="checkbox"/> 第9号	落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約理由の説明 及び 契約相手方の選定理由	本事業はひとり親世帯、生活保護世帯及び生活困窮者世帯の中学生及び高校生等を対象とした学習・生活支援を目的としており、事業の性質から競争入札に適さないため、公募型プロポーザル方式により相手方を選定した。	

※ 契約内容についてのお問い合わせ先は、こども子育て部こども家庭課です。